



東北運輸局岩手運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：岩手県政記者クラブ》

令和3年4月7日
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局

紫波郡矢巾町の一般貨物自動車運送事業者に対し事業の停止命令等を行いました。

令和2年8月26日、8月27日及び8月31日に東北運輸局及び東北運輸局岩手運輸支局が下記の一般貨物自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は事業の停止命令等を行いましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社 豊港商事 代表取締役 梅澤 豊治
(法人番号：3400002007900)
紫波郡矢巾町広宮沢第1地割2-599

営業所：本社営業所
紫波郡矢巾町広宮沢第1地割2-599

2. 行政処分等年月日 令和3年3月24日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業の停止処分

令和3年4月7日から令和3年5月6日（30日間）

(2) 事業用自動車の使用停止処分

令和3年5月7日から令和3年5月16日（1両×10日）

(3) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 事業の停止処分

①点呼の実施違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)

(2) 事業用自動車の使用停止処分

①乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(3) 文書警告

①事業計画事前届出違反

(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)

②貨物自動車利用運送の利用事業者の概要届出違反

(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第4号)

③乗務等記録の保存違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

④運行記録計の保存違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

⑤運転者台帳の作成違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門
担当：木村、高貝

TEL：019-638-2155